

亀田訪問看護センター運営規程

《事業の目的》

第1条 医療法人鉄蕉会が開設する亀田訪問看護センター（以下【センター】という。）が行う指定訪問看護事業（以下【事業】という。）の適正な運営を確保する為に人員及び運営管理に関する事項を定め、センターの看護師その他従業者（以下【看護師等】という。）が、病気やけが等により、家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護（以下【訪問看護】という。）の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

《運営の方針》

- 第2条 センターの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復をめざして支援する。
- 2 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、統合的なサービスの提供に努めることとする。

《事業所の名称等》

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 亀田訪問看護センター
- (2) 所在地 千葉県鴨川市東町 929 番地

《従業者の職種、員数、従業者の職務内容》

第4条 センターに勤務する職員の職種及び員数を次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 1 名 (常勤)

センターの管理者として所属職員を管理し、適切な指定訪問看護が行われるよう必要な配慮をする。また、設備、備品の衛生管理に努める。

- (2) 職員 看護師 常勤換算で 2.5 人以上

看護師は、計画書的に訪問看護を実施し、看護サービス等に関する諸記録を整備し、管理者に報告する。

- (3) 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士 1 名以上 (必要に応じて雇用し配置する)

リハビリ職員は、在宅におけるリハビリテーションを担当し、管理者に報告する。

《営業日及び営業時間》

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日: 月曜日～金曜日までとする。但し、国民の祝日及び法令による休日、並びに 12 月 30 日、31 日、1 月 2 日、3 日は除く。
- (2) 営業時間: 午前 8 時から午後 5 時までとする。
- (3) 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

《訪問看護の提供方法》

第6条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) かかりつけ医が発行する訪問看護指示書の交付を受け、看護師等が作成する訪問看護計画書に基づき実施する。
- (2) 利用希望者または家族からセンターに直接申し込みが合った場合は、主治医に指示書の交付を求めるように指導する。
- (3) 介護保険法の指定訪問看護の提供に際しては、居宅介護支援事業者と連携を図る。

《指定訪問看護の内容》

第7条 訪問看護等の内容は次の通りとする。

1. 病状観察(体温、血圧、呼吸、脈拍の測定など)
2. 療養環境の整備(安全性の確保)
3. 身体の清潔(洗髪、入浴、シャワー浴、爪切り、寝具・寝衣交換など)
4. 褥瘡の予防・処置
5. 体位変換
6. 食事・排泄の介助・指導
7. 家族への指導・ケア
8. リハビリテーション(散歩・歩行訓練・車椅子移動・ADL訓練など)
9. 福祉サービスの紹介
10. カテーテルなどの管理
11. その他医師の指示による医療処置
12. ターミナルケア等
13. 基本的動作能力・応用的動作能力の回復を図るための訓練等
14. リハビリテーションの観点から療養上必要な指導を行う場合等
15. ケアマネージャーへの連絡等

《利用者の範囲》

第8条 センターの訪問看護を受けることができる利用者は、要支援1、要支援2は除くこととする。

《実施地域》

第9条 鴨川市、南房総市、勝浦市、夷隅郡御宿町

《職員証等の携帯》

第10条 看護師等は、訪問看護等を行うときは、医療法人鉄蕉会職員証を常時携帯し、利用者から申し出があった場合は、これを提示しなければならない。

《緊急時等における対処方法》

第11条 現に訪問看護を行っている際の利用者に急変等が生じた場合には、状況に応じて救急車の手配、主治医への連絡を行う等必要な指導を講じなければならない。

2. 緊急時等においては原則として主治医の指示に従うが、連絡が取れない場合等は亀田総

合病院がセンターと連携し必要な措置を講じることとする。

《健康保険法の指定訪問看護の利用料》

第12条 訪問看護を提供した場合、その費用を基本利用料として医療保険各法に基づく本人負担分を徴収するものとする。

(1) 訪問看護を開始するに当たり、あらかじめ利用者や家族に対し、その趣旨の理解を得ることとする。

(2) その他利用料として、次の額を徴収する(税込)。

ア) 1時間 30 分を超える訪問看護料 :30 分あたり 2,200 円

イ) 時間外(AM6:00～AM8:00、PM5:00～PM10:00) :1回あたり 2,200 円

ウ) 深夜 (PM10:00～AM6:00) :1回あたり 4,400 円

エ) 休日 (AM9:00～PM5:00) :1回あたり 3,300 円

(3) 訪問看護に要した交通費(自動車を利用する場合)は次の実費を徴収する(税込)。

ア) 交通費 (鴨川市以外) :一律 1,100 円

(4) 日常生活上必要な物品(税込)。 :実費

(5) 死後の処置料(税込)。 :11,000 円

《介護保険法の指定訪問看護の利用料》

第13条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該指定訪問看護等が法定代理受領サービスである時は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。なお、その他の利用料として、通常の訪問看護実施地域外への訪問看護にかかる交通費(1,100 円)税込を徴収する。

《苦情処理》

第14条 管理者は、提供した訪問看護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

担当職員: 亀田訪問看護センター: 管理者

《事故発生時の対応》

第15条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2. 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3. 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

《個人情報保護》

第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2. 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

《虐待の防止のための措置に関する事項》

第17条 センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止の対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底をする。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 看護師等に対して、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

《身体拘束について》

第18条 センターは、利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、それを行ってはならない。

身体拘束等を行う場合は、ご家族、主治医、介護支援専門員と相談の上、利用者もしくはご家族に同意を得て行います。

《ハラスメントに関する事項》

第19条 下記の(1)～(4)の行為が見受けられた際、場合により利用者に対し契約解除とする。

- (1) 身体的な暴力(物を投げつける、刃物を向ける、唾をかけられる、服をひきちぎるなど)
- (2) 精神的な暴力(怒鳴る、起声や大声を発する、特定の職員に嫌がらせをするなど)
- (3) セクシャルハラスメント(身体を触る、腕を引っ張る、ストーカー行為、抱きしめるなど)
- (4) カスタマーハラスメント(契約外の無理難題、カメラやスマートフォンでの撮影など)

《衛生管理等》

第20条 管理者は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、センターの備品及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 センターは、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防、及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 看護師等に対し、感染症の予防、及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施する。

《事業継続計画の策定》

第21条 センターは、感染症及び非常災害の発生において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続定期に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画(以下業務継続計画という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 センターは、看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

《その他運営についての留意事項》

第22条 訪問看護センターは、社会的使命を十分認識し、職員の質の向上を図る為の研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

(2) 職員は業務上知り得た秘密を保持する。

(3) この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人鉄蕉会とセンターの管理者の協議に基づいて定めるものとする。

(4) 医師、薬剤師、管理栄養士、歯科医師、歯科衛生士とチームを組みながらチーム医療を実施している。

(5) 居宅介護支援事業者(ケアマネージャー)や医療福祉相談員(MSW)との連携を密に取っている。

附則

この規定は、1993（平成5）年10月 1日より施行する。

この規定は、2007（平成19）年11月 1日より施行する。

この規定は、2013（平成25）年 7月 1日より施行する。

この規定は、2018（平成30）年12月 1日より施行する。

この規定は、2021（令和3）年 8月 1日より施行する。

この規定は、2025（令和7）年 4月 1日より施行する。